

## 「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会技術ワーキンググループ」開催要綱

### (目的)

第1条 過疎化や、それに伴う人手不足等により、給油取扱所の数が年々減少しており、自家用車等への給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す地域が増加している。このような状況を踏まえ、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）等において、AI・IoT等の新たな技術を活用し、人手不足の克服、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を可能とするため、安全確保を前提とした規制のあり方について検討することが求められている。

このため、過疎地域等の地域特性や最近の技術動向等を踏まえ、新しい燃料供給インフラの安全対策のあり方に係る検討を行うことを目的に、昨年度の検討において抽出した課題等について引き続き議論するため「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」を開催する。

その中でも、安全対策の検討を行う上で、技術的な検討をより必要とするものについて、「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会技術ワーキンググループ」において詳細な議論及び検証等を行う。

### (検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 過疎地域の燃料供給インフラの維持に係る事項のうち、技術的かつ専門的な知見が必要な事項。
- (2) 現存する給油取扱所の事業継続に係る事項のうち、技術的かつ専門的な知見が必要な事項。

### (検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が任命する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

### (任期)

第4条 座長及び委員の任期は、任命日から令和3年3月31日までとする。

### (庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

### 附 則

この要綱は、令和2年8月27日から実施する。

**「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた  
安全対策のあり方に関する検討会技術ワーキンググループ」  
委員名簿**

(五十音順、敬称略)

| 氏名     | 所属等                                  |
|--------|--------------------------------------|
| 小笠原 雄二 | 危険物保安技術協会 業務部長                       |
| 小川 晶   | 川崎市消防局 予防部 危険物課長                     |
| 金城 喜美彦 | 日本SF二重殻タンク協会                         |
| 佐藤 義信  | 全国石油商業組合連合会 副会長 SS経営革新・次世代部会長        |
| 清水 秀樹  | 石油連盟 給油所技術専門委員長                      |
| 谷内 恒平  | 一般社団法人 日本産業機械工業会                     |
| 鶴田 俊   | 秋田県立大学 システム科学技術学部機械工学科長・機械知能システム学専攻長 |
| 三宅 淳巳  | 横浜国立大学 先端科学高等研究院 副高等研究院長・教授          |
| 森泉 直丈  | 日本ガソリン計量機工業会 事務局幹事                   |

(オブザーバー)

清水 陽一郎 石油連盟  
(ENEOS株式会社 リテールサポート部SS開発グループ担当マネージャー)

松浦 哲哉 経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課長

(事務局)

消防庁危険物保安室